

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

1 基本的な考え方

徹底した感染防止対策の下で、安全なイベントの開催を目的とする。

- ①開催時間は必要最低限とする。また、実施にあたっては、可能な限り対面しない形式（オンライン開催、書面開催等）を採用する。
- ②市関係団体（指定管理者を含む）等の実施する事業においても、原則として本ガイドラインの遵守を求める。
- ③名義後援の許可にあたっては、本ガイドラインの遵守を判断基準とする。
- ④施設を貸し出す場合は、貸館利用者に原則として本ガイドラインの遵守を求める。

2 開催等の範囲

開催するイベントは、次の二つに分類して開催人数の上限については、国の示すイベント開催制限の目安を基本とする。

- ①大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの
  - ・コンサート・定期演奏会（クラシック、ジャズ、吹奏楽等）、演劇会、郷土芸能、演芸（落語、マジック等）、式典（入学式、卒業式等）、講演会、説明会、審議会、展示会、会議等
- ②大声での歓声・声援等が想定されるもの
  - ・コンサート（ロック、ポップ等）、スポーツイベント等

3 開催時に必要な感染防止策（事前周知が望ましい）

- ①会場及び待合場所等における3つの密（密閉・密集・密接）を徹底して排除する。
- ②人と人との間隔について、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）、大声での歓声・声援等が想定されるものは、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。特に、高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方に配慮する。
- ③大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等を避けるよう周知する。
- ④来場者は事前に検温と体調確認を行うこととし、発熱、呼吸器症状（咳や喉の痛みなど）、倦怠感（だるさ）のある場合は参加を断る。
- ⑤マスクの着用、手指の消毒を徹底するとともに、こまめに換気を行う。（1～2時間ごとに5～10分を目安に可能な限り2つ以上の窓を同時に開ける。）また、複数の人の手が触れる物品や場所等については定期的に消毒を行う。
- ⑥咳エチケットの励行および手洗いの徹底を呼びかけるとともに、感染者が発生した際の的確な対応が図れるような運営に配慮する。また、緊急時には保健所等の公的機関に情報を提供する場合がある旨について周知する。
- ⑦2週間以内に国外（感染流行国）に旅行し、または、国内の集団感染施設等を訪問した事実がある場合には来場者自らが申し出ることを周知し、事業等への参加を断る。
- ⑧来場者の入場制限や誘導を適宜行う。また、事業等の前後や休憩時間などの交流等については極力控えるよう呼びかける。
- ⑨座席数の減や対面を避けるなどの利用者が密接しない座席の配置や、人と人が対面する場合は、アクリル板・透明ビニールカーテン等での遮断などを工夫する。
- ⑩上記のほか、国が示す「業種別ガイドライン」等の内容を踏まえ、各施設の実情に応じ、必要な感染症防止対策を講じる。

4 適用

本ガイドラインについては、令和2年9月29日から適用する。なお、国及び県の対処方針が修正された場合は、その内容を踏まえて適宜見直しを行う。

## I 12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの人数上限及び収容率要件については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期		収容率	
12月1日～ 当面来年2月末まで	イベントの種類	<p style="text-align: center;"><b>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシック音楽コンサート、演劇等、</li> <li>舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、</li> <li>公演・式典、展示会 等</li> <li>・飲食を伴うが発声がないもの（注2）</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>大声での歓声・声援等が想定されるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート、</li> <li>スポーツイベント、</li> <li>公営競技、公演、</li> <li>ライブハウス・ナイトクラブでの</li> <li>イベント 等</li> </ul>
		<b>100%以内</b> （席がない場合は適切な間隔）	<b>50%（※）以内</b> （席がない場合は十分な間隔）

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

（※）ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。